

「コロナ困窮労働者給付金法案」(通称)の提出について

1. 法案提出の趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する中、政府は、経済対策として、住民税非課税世帯等に対する1世帯10万円の給付や、18歳以下の子どもがいる世帯に対する10万円相当の給付を行うこととしている。

しかし、このような政府の方針に対しては、生活に苦しむ方々への支援を行っている現場から、ワーキングプアの方々に対する給付が不十分であるとして、一層の充実を求める声がある。

立憲民主党は、本年11月11日、総選挙後の最初の議員立法として住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症により家計が大幅に減収した世帯等に対して1人10万円を支給する「コロナ特別給付金法案」を衆議院に提出した。

しかし、私たちが提出した「コロナ特別給付金法案」においても、働きながらも生活に困窮しているワーキングプアの方々は、新型コロナの影響により生活に困窮していたとしても、住民税非課税世帯等でなければ給付の対象とならない。

そこで、ワーキングプアの方々に対する支援として、政府による給付金の対象とはならない、新型コロナの影響により家計が急変した住民税非課税世帯の2倍水準以下に相当する所得である世帯に対して1世帯当たり10万円の給付を行うため、本法案を提出する必要がある。

2. 法案の主な内容

(1) 特別給付金の支給

市町村は、次のいずれにも該当する者として市町村が認める者に対し、その者の請求(申請)により特別給付金を支給することができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の影響により合計所得金額の減少があった者として政令で定める者
- (2) 令和2年又は令和3年の合計所得金額が、市町村民税が課されない者の収入の上限として政令で定める金額に2を乗じて得た金額から給与所得控除額に相当する金額を控除した金額以下である者

- ※1 単身世帯の給与所得者の住民税非課税限度額は、年収100万円であり、2倍に相当する額は、年収200万円となる。
- ※2 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」や「子育て世帯への臨時特別給付」を受けている者は除かれる。

(2) 特別給付金の額

1世帯当たり10万円を支給する。

【所要額】(一定の仮定を置いた粗い試算)

約2,780億円(対象世帯数:約270万世帯)

内訳

- ① 住民税非課税2倍水準世帯:約2,000億円(約200万世帯)
- ② ①以外の家計急変世帯:約700億円(約70万世帯)
- ③ 事務費:約80億円

なお、本法案に係る経費は、対象とする全ての世帯が給付の申請を行った場合を想定して積算しているため、実際に要する経費はこれより少なくなると想定される。